

若手技術者登用促進のための

総合評価方式（土木一式工事）の試行にかかるQ & A

Q 1 若手技術者登用促進のための試行対象案件に、主任技術者を40歳以上の実績有の者、現場代理人を40歳以上の者とする場合、様式3の配置予定現場代理人の欄は記載しなければならないのか。また、現場代理人は工事の全期間従事する必要はあるのか。

A 1 現場代理人が若手技術者の配置の評価対象とならない方で申告する場合でも、統計上現場代理人と主任技術者を兼務している場合と区別するため、様式3の配置予定現場代理人の欄は記載してください（技術資料作成時の留意事項4（1）イ）。

この場合、現場代理人は評価の対象とならないため、通常の工事の現場代理人と同様の取扱いとなります。

Q 2 主任技術者と現場代理人を兼務しない場合で、様式3の配置予定現場代理人の欄を記載し忘れた場合（空欄で申告した場合）は入札に参加できるのか。

A 2 配置予定現場代理人の欄が空欄であっても入札に参加できます。なお、配置予定技術者の欄が空欄であった場合は、入札公告3.（3）イに基づき入札参加できません。

Q 3 39歳以下の者を配置予定現場代理人として申告した場合は、全期間従事の履行の義務が生じるとあるが、40歳以上の者で実績を有している者を配置予定現場代理人として申告した場合は、全期間従事の履行の義務は生じるのか。

A 3 配置予定現場現場代理人を40歳以上の方で申告する場合は、全期間従事の履行の義務は生じません。なお、39歳以下で資格を有していない方（事後審査の結果評価されなかった方も含む）についても評価の対象とならないため、全期間従事の履行の義務は生じません。

Q 4 若手技術者登用促進のための試行工事では、現場代理人の変更はできるのか。

A 4 若手技術者登用促進のための試行対象工事に配置した現場代理人は、全期間従事する必要があることからやむを得ない場合を除き途中変更は認められません（「配置予定技術者等の工事実績」と「若手技術者の配置」を評価する総合評価方式（土木一式工事）試行工事 特記仕様書に記載のとおり）。やむを得ない場合等で現場代理人の変更をする際は、試行工事の趣旨に鑑み、代わりに配置する現場代理人についても可能な限り若手技術者を配置するようお願いします。

ただし、若手技術者の方を配置できなくてもペナルティの対象とはなりません。